

随契指針第7条「見積書の徴取方法」について

秋田市では、平成27年1月1日から「随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針」を制定し、当該指針第7条に見積書の徴取方法について規定いたしました。秋田市へ見積書を提出する場合は、ご留意くださるようお願いいたします。

随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針 第7条

(見積書の徴取方法)

第7条 市職員は、事業者等から見積書を徴しようとするときは、当該事業者等から直接窓口で提出（郵送等を含む。）を受けなければならない。

2 市職員は、2以上の事業者等から見積書を徴しようとするときは、同日同時刻に提出を求めるよう努めるものとする（郵送等による場合を除く。）。

見積書の徴取手続の適正化

随意契約における見積書の徴取については、他社の見積書の取りまとめを受注予定の業者さんに依頼する取扱いが一部の部局内において黙認されておりました。このような取扱いが、担当職員に実質的な業者選定の権限を与え、業者さんとの癒着を生じさせた可能性が極めて高いと判断されたところであります。

よって、2者以上の業者さんから見積書を徴する場合は、指名された業者さんが指定した期日までにそれぞれ見積書を持参していただくことを徹底し、手続の適正化および関連規定の厳格な運用を図るものであります。

皆様におかれましては、当該指針の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願い申し上げます。